

# 早期の事業再生を図る新たな制度の方向性（案）

参考資料 1

- これまでの議論を踏まえ、経済的に窮境に陥るおそれのある段階（倒産前の状態）の事業者について、公平中立的な**第三者機関（指定法人）**と**裁判所**が関与して**手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ**、（直接の商取引に影響しない）**金融債務の整理を迅速に行うこと**で、**早期の事業再生を円滑に行う**ことができる制度として、検討を進めてはどうか。

※経済産業省の第4回小委員会の資料3の4頁抜粋

## 概要

### ① 手続申請

事業者（債務者）が第三者機関（指定法人）※に手続を申請。

※ 手続の監督等を行う公正な第三者機関として、事業再生の専門的知識・実務経験を有する者を指定

### ② 第三者機関による確認

第三者機関は、事業者から提出された、早期事業再生計画案概要書（対象債権（金融機関等が有する金融債権）の権利変更の方向性を含む事業再生の方向性等）、対象債権の一覧、財務諸表等から、下記の事項を確認。

- 債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）
- 対象債権者集会の決議成立の見込み（主要債権者が本制度の利用に異議を示していない等）
- 対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込み

### ③ 対象債権者集会における決議

対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決（総議決権の3/4以上の同意）により、対象債権のうち担保により保全されていない非保全部分の権利変更を可決。

※ 対象債権の権利変更に係る賛否の判断に資する内容として、早期事業再生計画を提示

※ 第三者機関は、決議前に、対象債権の権利変更に関する内容及び早期事業再生計画について、法令に定める調査事項（事業者の資産や負債の算定等）を調査し、その結果を報告

### ④ 裁判所による対象債権者集会の決議の認可

裁判所は、第三者機関及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に、決議の瑕疵（手続の法令違反、決議の公正性を損ねる点がないか）や清算価値保障を審査して、認可又は不認可を決定。

※裁判所の認可に関する即時抗告が可能（異議申立ての機会の確保）

